

業務指示書

モロッコ国国家都市廃棄物処理戦略策定プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年12月21日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 小峰 雪代 Komine.Yukiyo@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年12月25日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めているものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：廃棄物分野に関する各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／廃棄物管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：廃棄物管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モロッコ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 廃棄物処理計画】

- 1) 類似業務の経験：廃棄物処理計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モロッコ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 廃棄物SDGsに関するモニタリング/データ分析】

- 1) 類似業務の経験：データ収集に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モロッコ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年1月19日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

(3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

広報にかかる直接経費

本邦所修にかかると直接経費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MAD1 = 11.86015 円 , US\$1 = 111.291円 , EUR1 = 132.244 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 1月25日(水) 10:30 ~ 12:30

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／廃棄物管理
廃棄物処理計画
廃棄物SDGsに関するモニタリング/データ分析

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

28.08 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年2月6日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
モロッコ国国家都市廃棄物処理戦略策定プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/廃棄物管理	(21.00)	(8.00)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(8.00)
カ) 類似業務の経験	-	3.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(5.00)	(10.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	5.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 廃棄物処理計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 廃棄物SDGsに関するモニタリング/データ分析	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

モロッコでは、経済発展に伴い、年間の全国廃棄物総排出量が2008年の約470万トンから2015年には約690万トンに増加し、そのうちの約530万トンが都市部で発生している。しかし、大都市部を除き、ほとんどの廃棄物は適切に管理されおらず、処理されないままオープンダンプ（野積・投棄）処分されている廃棄物も多い。そのため、最終処分場からのごみの散乱、浸出水、悪臭、メタンガスによる汚染が、周辺住民の生活や自然環境に深刻な影響を及ぼしている。更に、都市部においては経済発展のみならず人口増加も廃棄物の増加の原因となっており、それに伴って衛生環境がさらに悪化することが懸念されている。

この状況に対し、モロッコ政府は、適正な廃棄物処理の実施のため、2006年に廃棄物管理法（法律28-00号）を施行、2008年に国家都市廃棄物管理計画（以下、「PNDM」）を策定した。PNDMは、目標年次である2022年までの15年間で総予算400億ディルハム（約4,000億円）が割り当てられており、廃棄物の有効利用¹率20%達成を前提とした目標達成を目指しているが、目標達成のための具体的な活動の実施が遅れている。

また、現在、地方自治体の廃棄物処理の監督責任を有する内務省（以下、「MOI」）水衛生局や廃棄物管理に関連したデータ収集、計画、法律、規制、基準及びガイドライン作成に責任を有する持続的開発庁（以下、「SEDD」）はPNDMへの取り組みを進めている。そのような中、とりわけ中小都市及び村落部においては収集、運搬、埋立処分等の改善が進んでおらず、廃棄物管理体制の強化が喫緊の課題となっている。一方で、MOI水衛生局の指導の下、大都市部においては民間事業者への業務委託により収集、運搬、埋立処分等のサービス改善を進めているが、マニュアル選別はある程度なされるもののリサイクル等の中間処理の分野では改善の効果が現れておらず、有効利用率20%の達成は事実上不可能となっている。これらの背景として、中央政府及び地方政府が都市の人口規模や経済水準に合った処理方式の知識を持っておらず、適切な処理施設や機材を適時に選択・調達し、実施する行政能力も著しく不足しているためである。以上のことより、全国の地域特性を踏まえた地域別の処理方式・施設にかかる具体的な戦略を策定することが求められている。

このような背景に基づき、モロッコ政府より我が国に対して、廃棄物の国家戦略策定を目的とした協力要請がなされた。それを受けて、JICAは、2017年5月から6月にかけて詳細計画策定調査を実施した。その結果、プロジェクトの枠組みについてモロッコ側と合意し、2017年10月3日に討議議事録（以下、「R/D」）の署名を行った。

¹減量や分別によるリサイクルを指し、仏語ではValorisationと表現する。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

国家都市廃棄物処理戦略策定プロジェクト

(2) 期待される成果

- 成果 1：モロッコにおける地方政府の都市廃棄物管理の現況並びに人口、人口密度、経済活動とその規模、財務状況等データの現況が明らかになる。
- 成果 2：成果 1 の現況把握に基づき都市廃棄物管理実施にかかる適切な行政単位（コミューン単独、複数コミューン合同）が確認される。
- 成果 3：各行政単位の規模、特性に基づいた適正な都市廃棄物処理方式の選定と実施のためのガイドラインが策定される。
- 成果 4：上記ガイドラインに基づきいくつかの代表的な行政単位での適正な都市廃棄物処理方式が選定される。
- 成果 5：国家都市廃棄物処理戦略が策定される。
- 成果 6：モロッコ側カウンターパートの廃棄物管理に関する能力が向上し、プロジェクトの経験と成果がモロッコ及び他国の関係者に普及され共有される。

(3) 対象地域

モロッコ国全土

(4) 実施機関

内務省（MOI）水衛生局、持続的開発庁（SEDD）

3. 業務の目的

本業務はモロッコにおいて、国家都市廃棄物処理戦略を策定することにより、現在の国家都市廃棄物管理計画（PNDM）の実行改善及び次期 PNDM の方向性の提言が行われ、モロッコ側の廃棄物管理の改善に寄与することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、2017 年 10 月にモロッコ政府と締結した R/D に基づいて実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本プロジェクトのデザインとその特徴

本プロジェクトは開発計画調査型技術協力として計画され、都市廃棄物処理に関する国家戦略の策定が主たる目標となっている。詳細計画策定調査においては、この成果物である「国家戦略」を具体的にどのようなものと想定するのかについて共通理解を得る必要があった。モロッコ側との協議の結果、「戦略」は、基本政策文書に相当する PNDM の「実施戦略」の位置づけであるものの、ガイドラインを含む一般的な戦略とツールの策定、個別具体的な対象に対するツールの適用、そして戦略の全国レベルの適用という性格を併せ持つものであることを確認した。

すなわち、一般的戦略という側面では、(i)都市の人口規模に応じた、事業類型区分（直営、民間委託等）ごとの実効性や持続可能性を考慮した廃棄物処理技術の具体的な選択の考え方及びオプションの提示、(ii)モロッコの条件に適用可能な廃棄物処理技術のレビューとそれぞれの性能・特長・留意点の比較（ベンチマーク評価）結果の提示、(iii)戦略策定及び実施の基礎となる各県の県廃棄物管理マスタープラン（県廃棄物管理 M/P：これは技術選択にとどまらず総合的な廃棄物管理計画に相当する）のレビューや改訂手法に関するガイドラインの策定である。これら3点の課題は、いわばツール及び一般的な戦略の開発を意味する。しかし、MOI と協議の結果、こうした一般的なツールや戦略の開発に加えて、具体的にこれらのツールを特定の対象に適用する、いわば個別具体的な戦略策定支援の必要性も明らかとなった。

一方、個別戦略的な側面では、上述の(iii)で述べた各県の県廃棄物管理 M/P については、既存のものは質的に不十分と見なされているところ、20 県の県廃棄物管理 M/P を選択し、ガイドラインにもとづき具体的に県廃棄物管理 M/P レビューを行い、評価し、改訂を提言する。これもそのまま戦略実施段階に生かされることになる。

このように、一般的なツール・戦略策定と組み合わせて、個別具体的な対象に対しツールと戦略を適用するところに、本協力の特徴がある。両者の密接な連関は協議においてもしばしば強調されてきたところだが、技術協力手法の観点から言えば、計画策定と“ケース・スタディ”の結合による相乗効果が期待でき、かつ、計画倒れを避け実効性を担保するアプローチともなる。

(2) 国家戦略の位置づけと承認プロセス

本プロジェクトで策定する国家戦略の位置づけは、次期 PNDM（2023-2038 年）を方向付ける文書であると共に 2022 年まで実施される予定である現在の PNDM の実行を改善する戦略となることをモロッコ側と確認した。現在、モロッコ政府では、PNDM を基に、2022 年を目標年次として、都市部においては民間事業者への業務委託により収集と埋立処分を中心に改善を進めているが、

選別を除く処理の分野では改善が十分でなく、廃棄物の有効利用率 20%達成も容易ではない。国家戦略は次期 PNDM でモロッコの実態をふまえた現実的な目標値を設定するうえで有効なものとなりうる。

また、国家戦略は、内務省が管轄する PNDM のプロジェクトマネジメントユニット（Unité de Gestion du Projet du PNDM : UGP）で確認され、国家委員会（Commission Nationale）で承認されるとモロッコ側より説明があった。国家委員会には閣僚も出席するため、国家戦略の位置づけはより重要なものとなる。コンサルタントはこれら位置づけを十分意識した上で、事業の成果発現を目指すこと。

（3） 実施体制

本プロジェクトは、地方自治体の廃棄物管理を統括する MOI が中心の C/P となるが、廃棄物管理に関連した計画、法律、規制、基準及びガイドライン作成や SDGs の取り組みを技術的に支援する環境保全の規制官庁としての SEDD の役割も重要となると考えられる。C/P のメンバーリストは配布資料である R/D の Annex 6 にも記載されている。

本プロジェクトの実施に際して、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee: JCC）を組織する。JCC はプロジェクト全体の進捗をレビューし、調査実施中の大きな課題に関する議論を行うとともに、中央政府・地方政府レベルでの関係機関の調整を行う。なお、JCC メンバーの詳細は、R/D の Annex 4 の中にも記載されている。JCC の開催頻度は通常一年に一度程度とするが、それ以外にも開催可能であり、必要に応じて支援をする。

なお、農業、エネルギー、リサイクル関連の他省庁及び地方自治体の JCC への参加や本協力に対する関与も期待されることから、JCC のメンバーは必要に応じ、MOI と協議の上、変更することも可能であり、必要に応じてその支援をする。

（4） 持続性の確保

本プロジェクトは、開発計画調査型技術協力プロジェクトであり、調査結果が重要な成果となるが、MOI や SEDD を中心とした関係部署の職員への能力強化を十分考慮して活動を進める。プロジェクト成果の持続性を高めるためには、協力実施段階における専門家とカウンターパート（C/P）の「協働」、とりわけ個別具体的な対象に対する作業（技術選択、県廃棄物管理 M/P レビューと改訂提言といった“ケース・スタディ”）に際しての協働や不断の情報共有と意見交換が、C/P の能力強化に関して極めて重要な意味を持つ。現地傭人に過度に頼ることなく、C/P との共同作業を基本とした業務を意識すること。

(5) 他ドナーとの活動の調整

廃棄物管理分野では世界銀行が PNDM の実施支援として、開発政策借款 (DPL) を行っており、2009 年、2011 年、2013 年、2015 年にそれぞれモロッコ政府に対して、1 億ユーロの貸付を行った。ドイツ国際協力公社 (GIZ) は、PNDM 実施を支援するため、環境分野の法的枠組み強化、国家有害廃棄物処理センターの設立、産業廃棄物管理の改善、地方自治体の廃棄物管理能力強化、環境管理センター設立準備等を行っている。また、GIZ は「廃棄物減量及び付加価値化に関する国家戦略」を策定中であるが、GIZ の戦略の対象廃棄物は、産業廃棄物であるのに対し、本プロジェクトの対象は一般廃棄物であるため、活動の重複はない。

本プロジェクト実施に際しては、これら 2 つのドナーとも連絡を密に行い、支援の重複を避けつつ、必要に応じて連携を図るよう留意する。また、フランス開発庁 (AFD) 等、他ドナーの支援は現在まで確認されていないが、実施状況についても適宜確認すること。

(6) 各調査と対象数の整理

モロッコ側と合意した各調査と対象県/コミューンの数は下記表のとおりである。

	対象調査	対象数	備考
①	ごみ量ごみ質調査	12 コミューン	
②	質問票調査	12 コミューン	① と同一
③	県廃棄物管理 M/P レビュー	20 県	
④	処理方式ガイドライン適用	3~4 県	③実施県より選定
⑤	県廃棄物管理 M/P 改訂提言	12 県	③実施県より選定

(7) 「アフリカのきれいな街プラットフォーム」年次会合関連業務

本プラットフォームは、深刻化するアフリカの廃棄物問題解決のため、知見共有とネットワーキング、持続可能な開発目標 (SDGs) 推進、資金動員促進を目的に、モロッコを含むアフリカ 24 か国と日本環境省、JICA、国連環境計画 (UNEP)、国連人間居住計画 (UN-HABITAT) により 2017 年 4 月にマプトで設立された。その初の年次会合を、本プロジェクトの活動の一環として、モロッコ側と共催する予定である。現時点での概要は下記のとおり想定しているが、今後モロッコ側と協議の上、決定する。

- ・内容： モロッコの廃棄物管理の事例紹介及び現地視察、加盟国廃棄物管理にかかるデータ収集・分析結果の紹介と議論、SDGs 指標のモニタリング手法にかかる議論

- ・期間： 2018年6月下旬の3日間
- ・規模： 約150名（プラットフォーム加盟国（現28か国）、日本環境省、JICA、UNEP、UN-HABITAT、モロッコ中央政府及び地方政府）
- ・場所： ラバト

コンサルタントは、モロッコ政府、JICA と協議をしながら、本年次会合開催を全面的に支援すること。なお、会合開催に関する専門家業務は3M/M程度を想定しており、見積には、再委託費として、3,000万円を計上すること。会合の準備・運営等に関わる下記のような業務を再委託として想定している。海外からの参加者の日当、保険、査証にかかる経費は各国自己負担とすることを想定している。

- ・各国参加者の航空券手配・購入、渡航手続き及びその支払い（約60名分）
- ・宿泊施設手配及び宿泊費支払い（約100名分）
- ・空港から宿泊施設、宿泊施設から年次会合会場までの車両手配（約100名分）
- ・年次会合実施に必要な同時通訳・ランチ・レセプション等の手配及びその支払い（会場と司会、通訳はモロッコ側が用意する想定）（約150名分）
- ・年次会合の中でサイト視察を行う場合の車両手配（約100名分）
- ・セミナー関連資料翻訳・印刷費（約150名分）
- ・会場設営・広報資材（バナー等）印刷

（8） 個別専門家「廃棄物管理能力向上支援業務」との連携

JICA は本プロジェクトに先立ち、2013年から2016年にかけて複数の自治体に対する広域廃棄物管理体制の構築等を目的とした「ティズニット市及び周辺コミュニティにおける廃棄物管理能力向上プロジェクト」（以下、先行案件）を実施した。現在、先行案件のフォローアップとして個別専門家「廃棄物管理能力向上支援業務」が派遣されている。本プロジェクトでは、ティズニットでの廃棄物処理施設の立地に関する地域社会の合意形成等、広域廃棄物管理など、上記個別専門家の技術協力の経験や成果を活用すること。このため、上記個別専門家との連携を密に行うこと。

（9） 運営指導調査等への協力

JICA は、プロジェクト実施期間中、活動の進捗状況の確認のため、運営指導調査を実施する場合がある。実施する場合の派遣時期等の詳細はコンサルタントとJICAの協議により決定する。同調査の実施に際して、コンサルタントは、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与するものとする。

(10) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果をモロッコ側及び我が国両国の政策決定者、有識者、及び国民各層に正しく理解してもらえよう、以下1)～4)の項目を最低限含めつつ、様々な対象者層に応じた適切な広報活動(案)をプロポーザルにて提案すること。実際の活動に当たっては、モロッコ側と十分に協議のうえ、実施すること。なお、広報活動に係る直接経費は、別見積にて計上すること。

1) 現地マスメディアへの発信

①本プロジェクトの開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、事業の内容や成果をモロッコ国内に広く認識してもらうため、JICAモロッコ事務所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見の開催や記者向け説明などを行う。また、その際は、C/P機関の広報部門と協力することとし、C/P機関に対して、現地マスメディアへの発信を行うよう働きかけを行う。

②プレスツアーの実施

本プロジェクトの活動の節目において、現地マスメディア等をプロジェクトサイトに招き事業の内容や進捗状況・成果を説明するプレスツアーを開催する。

2) 現地関係機関や他援助機関・NGO等への発信

本プロジェクトにおいて重要な現地関係機関、他援助機関・NGO等が、本事業に理解、関心を持ち、積極的な参加・協力が得られるよう、最も適切な媒体・方法を検討の上、情報発信を行う。業務開始後早期にプロジェクトのウェブサイトを開設し、ビジュアルにわかりやすい写真と共に情報発信を行うとともに、定期的なニュースレターの発行を行う。

また、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」加盟国の活動事例として、同プラットフォーム事務局からの要望に応じ、同プラットフォームのウェブサイトやSNSに掲載する記事や写真の提供を行う。

3) 日本の市民、企業への情報発信

日本の市民や企業の関心を集められるよう、ホームページ、日本のマスメディアを通じた発信や、日本国内でのイベント参加なども含め、効果的な広報を行う。

4) 写真、映像

各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像(映像は必要に応じ)を撮影し、成果品として提出する。撮影に当たっては、本事業の成果を分かりやすく伝えられるよう、事業実施前と実施後が比較できるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は、JICAに帰属するものとする。

(11) 関連情報・データの収集

プロジェクト開始後にプロジェクトの活動に必要な情報・データが十分に提供されるよう、モロッコ側と合意した。プロジェクト開始にあたっては、JCC 等の機会を活用し、関係機関の幹部に対して必要な情報・データ項目をあらためて提示し、遅滞なく情報提供するよう依頼すること。

また、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」に関し、JICA が業務実施契約をしている「アフリカ廃棄物管理情報収集・確認調査」（以下、「アフリカ情報収集調査」）コンサルタントが行う加盟国の廃棄物管理データ収集について、モロッコ側と調整の上、情報・データの提供を行うこと。

6. 業務の内容

本業務においてコンサルタントが実施する内容は以下のとおり。コンサルタントは、想定される以下の業務内容を勘案し、効果的かつ効率的な業務実施方法と作業工程をプロポーザルにて提案すること。なお、業務開始後に C/P のキャパシティや全体のプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要に応じて業務実施方法や作業工程を見直すこととする。

(1) プロジェクト全般に関する業務

1) 業務計画書の作成・提出

本事業全体計画の策定に必要な報告書、データ類を整理し、プロジェクトの基本方針、活動内容、専門家構成、実施体制、工程を検討し、本事業の業務計画書案を作成し、JICA に確認のうえ、最終版を JICA に提出する。

2) インセプションレポートの作成・説明・提出

本邦で入手可能な資料・情報を整理し、業務実施に関する基本方針、方法（技術移転の手法を含む）、項目と内容、実施体制及びスケジュール等を予備的に検討し、インセプションレポート（案）として取りまとめ、JICA に説明し、承認を得る。

JICA の承認を得たインセプションレポート（案）をモロッコ政府に説明し、モロッコ側の合意を得た上で最終化し、JICA に提出する。

3) プロGRESSレポートの作成・説明・提出

前工程までの活動進捗及び次期工程の検討の方向性をプロGRESSレポート（案）として取りまとめ、JICA に説明し、承認を得る。

JICA の承認を得たプロGRESSレポート（案）をモロッコ政府に説明し、モロッコ側の合意を得た上で最終化し、JICA に提出する。

4) インテリムレポートの作成・説明・提出

中間段階の成果及びそれを踏まえた今後の業務計画を取り纏め、インテリムレポート（案）として取りまとめ、JICA に説明し、承認を得る。

JICA の承認を得たインテリムレポート（案）をモロッコ政府に説明し、モロッコ側の合意を得た上で最終化し、JICA に提出する。

5) ファイナルレポートの作成・説明・提出

インテリムレポート以降の調査結果も踏まえ、ドラフトファイナルレポートを取りまとめ、JICA に説明し、承認を得る。

JICA の承認を得たドラフトファイナルレポートをモロッコ政府に説明し、モロッコ側のコメントを取り付けて最終案を作成する。最終案について、JICA に提出する。

6) 環境社会配慮に関する業務

モロッコにおいては、まだ戦略的環境アセスメント（SEA）は法制度として確立していないが検討の段階にあり、本戦略策定は同国の計画段階における SEA の先駆的な適用事例という重要な意義がある。

国家戦略策定にあたっては、適正処理技術選定ガイドラインの対象技術の検討及び具体的適用、並びに県廃棄物管理 M/P ガイドライン策定及び県廃棄物管理 M/P 改訂の際に、SEA の考え方（プロジェクトよりも上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）、PPP レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること）を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。主な調査項目は、次のとおりだが、配布資料である R/D の Annex5 を参照すること。上述のとおり、本プロジェクトで策定する国家戦略が今後の廃棄物政策の基本戦略文書となることをふまえ、本プロジェクトにふさわしい SEA の適用方針（内容・方法・スケジュール等）をプロポーザルで提案すること。その際には、本プロジェクトの全体工程として 24 か月が想定されていることを念頭におくとともに、日本側のみならず、モロッコ側の体制やリソースも十分に考慮し、効果的、効率的、現実的な提案を行うこと。

（想定される主な調査項目）

- a. 政策、計画等の目的・目標の検討
- b. 諸制約のなかで目的を達成するための代替案の検討
- c. 政策や計画の内容の検討
- d. スコーピングの実施
- e. ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- f. 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
・環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等

- ・「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）との乖離
- ・関係機関の概要
- g. 影響の予測
- h. 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- i. 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- j. モニタリング方法の検討
- k. 優先プロジェクトが特定された場合はその環境社会配慮項目のスコアリング結果（検討すべき代替案及び重要と思われる環境社会影響項目の範囲並びに予測・評価方法案）の作成
- l. ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

7) JCC の実施

JCC を少なくとも一年に一度程度開催し、ステイクホルダー間で活動の進捗確認を共有するとともに、今後の活動計画や予算確保の確認、プロジェクトの実施にかかる重要事項の協議等を行う。

8) 広報・啓発活動

本協力の意義、活動内容とその成果がモロッコ及び我が国の国民に正しく理解されるよう、モロッコ側関係機関とともに効果的な広報に努める。

9) データベースの整備

本業務を通して得られたデータについて、業務終了後にモロッコ側実施機関が独自で適切に管理し、また活用できるよう、データベースを整備し、先方実施機関に今後の活用について提言する。

10) セミナー／ワークショップ

モロッコ側関係者に調査成果の周知・活用を実施するためのセミナー又はワークショップを2回程度（インテリムレポート、ドラフトファイナルレポートの段階）開催する。

11) 本邦研修

本業務においては、廃棄物管理の計画策定に係る幹部職員及び実務者向けの本邦研修を実施する。C/Pの幹部職員及び実務者レベルを対象に、協力期間全体で計2回程度、各回約5名、対象者に応じて約2週間程度の研修を想定する。本邦研修は、プロジェクトの成果達成や活動実施に資するように活用する。

研修の企画・準備に際しては早期の段階より JICA 地球環境部、想定される受入機関等との意見交換・協議を十分に行い、得られたコメントを反映することとする。コンサルタントが担当する業務は以下のとおり。

- ・ 本邦研修内容（案）の策定：研修の目的、意義、具体的な達成目標など
- ・ 本邦研修受入先の選定、内諾の取付、及び日程調整
- ・ 正式要請書・研修員アプリケーションフォームの取付支援

- ・ 先方実施機関による研修員の人選の側面支援
- ・ 教材の作成（翻訳、著作権の確認も含む）
- ・ 研修場所及び必要資機材の手配
- ・ 講義・実習・見学の実施、研修への同行
- ・ 帰国研修員の研修成果の本プロジェクトへの活用促進

なお当該業務にかかる経費に関しては「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に従うこと。研修にかかる経費は別見積にて計上すること。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>

（２） 成果ごとの活動

以下は、R/D 上の成果 1～6 に対応する活動項目を示す。コンサルタントは JICA 専門家として、各活動項目につきモロッコ側担当機関による活動の計画・実施に対する能力育成及び技術指導・助言・補完を行う。特に重要な活動については、期待される内容をそれぞれ①、②（②は成果 1 に関する業務のみ）に示す。なお、収集・運搬や最終処分場の改善に関しては、ウェストピッカー等の社会的弱者にも十分な配慮をする必要があり、また、家庭ごみの排出における女性の役割等、ジェンダーにも配慮した活動を行うこと。

【成果 1 に関する業務】

成果 1：モロッコにおける地方政府の都市廃棄物管理の現況並びに人口、人口密度、経済活動とその規模、財務状況等データの現況が明らかになる。

- 1-1: 既存情報（統計資料など）やごみ量ごみ質調査を基に地域特性の現況を調査する。
- 1-2: 質問票を用いたヒアリング調査を地方政府に対して行い、都市廃棄物管理の現況と課題を調べる。
- 1-3: 地方政府の都市廃棄物管理の現況及び課題を分析する。
- 1-4: 現行 PNDM のモロッコ側評価結果をレビューする。
- 1-5: SDGs 指標に関する必要事項（データ収集、目標設定、モニタリング、レポートニングなど）を確認する。

① ごみ量ごみ質調査（主に活動 1-1、1-2 関連）

信頼性の高いデータが少ないモロッコにおいて、モロッコ側より強い要望があり、人口規模 4 区分に応じた特定された複数の都市の階層レベルでごみ量ごみ質調査（12 コミューンを調査）を実施することでモロッコ側と合意した。ただし、調査に要する時間の制約から、物理組成及び水分、不燃物、可燃物の 3 つのコンポーネントに限ることで確認した。なお、活動 1-1 のごみ量ごみ質調査と活動 1-2 の質問票の対象コミュニティは同一とすること。ごみ量ごみ質調査

及び質問票の業務については、再委託調査で実施することを想定している。

人口規模 4 区分の特定及び対象 12 コミュニティの選定はプロジェクト開始後、実施することになるが、都市か地方かにより文化や生活様式も異なることもふまえて、地域や規模の分布、代表性を考慮し、コンサルタントがモロッコ側に提案すること。コンサルタントはモロッコ側に提案する前に必ず JICA と十分に協議をし、JICA の承認を得たうえで、提案すること。

② SDGs モニタリング（主に活動 1-5 関連）

本プロジェクトは廃棄物に係る同国の SDGs の目標設定、モニタリング及び実施を大きく後押しすることが期待されている。モロッコの国家として SDGs への取り組みを統括する官庁は国家計画高等委員会（Haut Commissariat du Plan）であり、SEDD は技術的な面から SDGs への取り組みを支援するという役割分担となる。SEDD の観測研究計画局（Direction de l'Observation, des Etudes et de la Planification :DOEP）は SDGs へのモロッコの取り組みのフレームワークの作成を外部業者に発注しており、その調査結果が 2018 年夏には完成する予定で、JICA にも共有されることになっている。本プロジェクトにおける国家戦略の策定にあたっては、同調査結果も踏まえ、SDGs のモニタリング方法論や政府の取り組み状況を同戦略に反映させるとともに、モロッコで廃棄物に関する SDGs 指標のベースライン把握、目標値設定及びモニタリング実施が促進されるように留意すること。成果 1、2 に関する現状把握の段階では、モニタリング手法案を試行し、各指標のベースラインを算定すること。成果 3～5 の段階では、提案する国家戦略の中に、各指標の目標値と、前述の試行を踏まえ改善したモニタリング手法を含めること。

【成果 2 に関する業務】

成果 2：成果 1 の現況把握に基づき都市廃棄物管理実施にかかる適切な行政単位（コミュニティ単独、複数コミュニティ合同）が確認される。

- 2-1: 県廃棄物管理マスタープラン（M/P）の策定状況ならびに実施状況を調べる。
- 2-2: 県廃棄物管理 M/P の策定状況ならびに実施上の課題を確認する。
- 2-3: ティズニットのプロジェクトの広域廃棄物管理としての経験と成果を分析、共有する。
- 2-4: 上記活動に基づき都市廃棄物管理の実施にかかる適切な行政単位の枠組み（コミュニティ単独、複数コミュニティ合同）を検討し設定する。
- 2-5: 県廃棄物管理 M/P 改訂のためのチェックリストとガイドラインを策定する。

① 県廃棄物管理 M/P のレビュー及びガイドライン等の作成（主に活動 2-1、2-5 関連）

県廃棄物管理 M/P のレビューについては、ミッション 3²（M/P 策定を一通り終えている）に到達している 33 県の中から最低 20 県を対象とすることで合意した。対象となる 20 県はプロジェクト開始後に決めるが、事前に JICA と十分に協議を行ったうえで決めること。

また、モロッコでは県廃棄物管理 M/P の質の低さが大きな課題となっており、本プロジェクトで作成するチェックリスト及びガイドラインは、今後、モロッコ側が県廃棄物管理 M/P を改定する時に適切に改定されるために役立つものとなるよう留意すること。

なお、後述の成果 4 の対象 3~4 県及び成果 5 の県廃棄物管理 M/P 改訂提言の対象 12 県は、基本的には県廃棄物管理 M/P レビューを行うこの 20 県から選定すること。

【成果 3 に関する業務】

成果 3：各行政単位の規模、特性に基づいた適正な都市廃棄物処理方式の選定と実施のためのガイドラインが策定される。

- 3-1: モロッコ国内で実用化されている都市廃棄物処理方式をレビューする。
- 3-2: 国際的及びモロッコに類似する国等で実用化され信頼性の高いと考えられる処理技術と費用を調査する。
- 3-3: ベンチマークに基づき技術的かつ財政的にモロッコに適切な技術を確認する。
- 3-4: 行政単位による適正な都市廃棄物処理方式の選定と実施のためのガイドラインを策定する。

① 適切な処理方式選定のためのガイドライン（主に活動 3-2~3-4 関連）

行政単位の人口規模に応じた都市廃棄物適正処理方式の選定のためのガイドライン策定に先立って、モロッコの条件に適用可能な廃棄物処理技術のレビューとそれぞれの性能・特長・留意点のベンチマーク評価を行うこと。ベンチマーク作成にあたっては、日本技術の適用可能性も考慮しつつ、メーカー情報の収集に努め、各種処理方式の長短や建設・運営コストを整理し、例えば大都市へのごみ焼却発電導入を促進することも合わせて、検討すること。

引き続き策定する処理方式選定ガイドラインの中では、コスト、財務体制、組織・制度の全ての観点から、都市の人口規模に応じた、また事業類型区分（直営、民間委託等）ごとの実効性や持続可能性を考慮し、廃棄物処理技術の選択

²ミッション 1 は現況診断レベル、ミッション 2 はサイト選定及び環境影響評価（EIA）（この場合のサイトは処分場及び処理施設のサイト）、ミッション 3 は統合、総合化レベルのことで、用地選定及び EIA 後の技術選択やコスト見積りまでを含む。

肢及び具体的な選定方法を提示すること。

【成果 4 に関する業務】

成果 4：上記ガイドラインに基づきいくつかの代表的な行政単位での適正な都市廃棄物処理方式が選定される。

4-1: 成果 3 で策定されたガイドラインを試行運用し、実用上の課題を抽出する。

4-2: 抽出された課題の解決策を提案しガイドラインを修正する。

4-3: 修正ガイドラインに基づきいくつかの代表的な行政単位に対して適正な都市廃棄物処理方式を選定する。

※ここで言う「いくつかの代表的な行政単位」とは、成果 2 で選定する 20 県の中から選ぶ 3~4 県のことを指す。

【成果 5 に関する業務】

成果 5：国家都市廃棄物処理戦略が策定される。

5-1: 本プロジェクトの結果を取りまとめて、戦略的環境アセスメントの必要性を盛り込んだ国家都市廃棄物処理戦略を策定する。

① 国家戦略の内容（目次案）

以下のとおり、国家戦略の内容をモロッコ側と合意しているが、最終的な記載項目の確定にあたっては、JICA、モロッコ側と協議し決定すること。

なお、プロジェクト協力期間は 24 か月であるが、モロッコ側の強い要望に基づき、国家戦略を 18 か月で完成させること。県廃棄物管理 M/P 改訂の提言については、3-4 県の県廃棄物管理 M/P 改訂の提言を 18 か月の期間内に実施し国家戦略に含め、その後残りの 6 か月間で計 12 県の県廃棄物管理 M/P の改訂の提言を行うこと。

なお、国家戦略について手続き上は閣僚級メンバー出席の PNDM 国家委員会により承認されるものであり、これは本プロジェクトとは区別される相手国内政部分である。そのため、国家委員会に提出する案（内務省当局が受理した国家戦略案）までをもって本プロジェクトの成果品とする。

- 1) 現行 PNDM のモロッコ側評価結果の分析
- 2) 現行の県廃棄物管理 M/P のレビュー
- 3) 廃棄物処理方式選定ガイドライン
- 4) 県廃棄物管理 M/P (3-4 県) 改訂の提言
- 5) 現行 PNDM 目標達成のための必要投入資源の概算
- 6) 現行 PNDM の 2020 年、2021 年、2022 年実施に関する提言

7)PNDM 次期フェーズ(2023-2038)に関する提言
8)県廃棄物管理 M/P 策定ガイドライン

【成果 6 に関する業務】

成果 6：モロッコ側カウンターパートの廃棄物管理に関する能力が向上し、プロジェクトの経験と成果がモロッコ及び他国の関係者に普及され共有される。

6-1: OJT を通してモロッコ側カウンターパートの廃棄物管理に関する能力を向上させる。

6-2: 日本での研修を通じてモロッコ側カウンターパートの廃棄物管理に関する能力を向上させる。

6-3: 国内及び国際セミナー（アフリカのきれいな街プラットフォーム関連）を開催し、プロジェクトの経験と成果をモロッコ及び他国の関係者に普及し共有する。

① 「アフリカのきれいな街プラットフォーム」年次会合関連業務（主に活動 6-3 関連）

以下の役割分担と大まかなスケジュールに沿って、年次会合の開催に必要な業務を行う。なお、アフリカ情報収集調査に従事するコンサルタントとも密に情報共有を行い、作業を進めるものとする。

タスク	担当	スケジュール
日程の決定	JICA	2018 年 2 月
開催都市と会場の決定	JICA	2018 年 2 月
プログラムの決定	JICA	2018 年 3 月
プログラムの詳細のアレンジ、調整（視察含む）	コンサルタント	2018 年 4 月
海外からの参加者への招待、参加者決定	JICA、コンサルタント	2018 年 4 月
海外からの参加者の航空券・宿泊手配	コンサルタント	2018 年 4～6 月
質問票の配布、回収	コンサルタント（質問票の作成はアフリカ情報収集調査コンサルタント）	2018 年 4～5 月
モロッコ側のプレゼン作成・実施支援	コンサルタント	2018 年 5～6 月
会合開催のロジ	コンサルタント	2018 年 6 月
広報	JICA、コンサルタント	2018 年 4～6 月

SDGs の廃棄物関連のモニタリング方法論は、現在、UN-HABITAT 及び UNEP にて策定が進められている。この議論に加わっている JICA から提供される最新情報を踏まえつつ、業務の初期段階において、SDG 指標 11.6.1（定期的に収集運搬され適切に最終処分される都市廃棄物の割合）及び指標 12.5.1（国家リサイクル率）のうち、都市廃棄物のリサイクル率について、モロッコの現状に則しているとともにアフリカ各国でも活用できるような簡易なモニタリング手法（指標値の算定方法及びモニタリングの具体的な実施方法）の案を検討し、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」年次会合で発表すること。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおりと想定しており、本契約にかかる第 1 期契約最終成果品はインテリムレポート、第 2 期契約最終成果品はファイナルレポートとする。報告書の提出時期や記載事項について、より効果的な提案があればプロポーザルに記載すること。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

また、第三者が著作権を有する資料を文中で参照する場合には、受注者が当該資料の著作権にかかる交渉を行う。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、調査方法、調査工程、要員計画等

提出時期：第 1 期調査開始後半月以内

部 数：和文 3 部（簡易製本）、仏文 10 部（簡易製本）

2) プロGRESSレポート

記載事項：提出までの活動結果

提出時期：第 1 期契約開始後 6 か月後を目途

部 数：和文 3 部（簡易製本）、仏文 10 部（簡易製本）

3) インテリムレポート

記載事項：提出までの活動結果

提出時期：2019 年 4 月 を目途

部 数：和文 3 部（簡易製本）、仏文 10 部（簡易製本）

4) ドラフトファイナルレポート

記載事項：調査結果全体(国家戦略含む)

提出時期：第 1 期契約開始後 6 ヶ月後を目途（第 1 回現地調査開始から 18 か月以内）

部 数：和文 3 部（簡易製本）、仏文 10 部（簡易製本）

5) ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：2020年3月中旬

部 数：和文5部（製本）、仏文10部（製本）要約編和文5部（製本）、
要約編仏文10部（製本）、CD-R3部

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10日以内（第1期、第2期）

部 数：和文3部（簡易製本）

2) 業務従事月報等

記載事項：「業務実施契約における契約管理ガイドライン」様式1のとおり。
先方と文書にて合意した文書があれば、月報に添付の上、JICAに報告する。
また当該月の活動写真についても添付して提出する。

提出時期：毎月

部 数：和文1部

*業務従事期間途中の帰国時には、以下の内容を含む業務報告を作成し、
JICAに報告・提出する。

(1) 各種調活動の進捗、今後の計画、当面の課題、関連分野の動向

(2) 活動に関する写真

3) 業務実施報告書

ファイナルレポート（調査結果を中心に記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

①最終報告書の概要

②活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等を含めて、業務の中で実施した技術移転の活動及び効果について記述

④業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料

a)業務フローチャート

b)業務人月表

c)研修員受入れ実績

d)調査用資機材実績（引渡リスト含む）

- e) 合同調整委員会議事録等
- f) その他調査活動実績
- g) 技術協力成果品
- h) 広報用資料
- i) その他収集資料

提出時期：業務終了時

部 数：和文 2 部（簡易製本）

4) JICA プロジェクト・ブリーフ・ノート

記載事項：

コンサルタントは、プロジェクト終了時までの活動の進捗状況に沿って JICA プロジェクト・ブリーフ・ノートを作成する。JICA プロジェクト・ブリーフ・ノートはプロジェクトの内容、教訓、成果等をわかりやすくまとめた対外広報用資料である。本業務終了時にモロッコ側への説明及び協議を行い、協議結果を踏まえて、JICA プロジェクト・ブリーフ・ノートを修正する。なお、JICA プロジェクト・ブリーフ・ノートの内容及び留意点は以下の通りとする。

(ア) JICA プロジェクト・ブリーフ・ノートの基本コンセプト

- ・プロジェクトのエッセンスを全て取り込み、簡潔な文書とする（プロジェクトの背景と問題点→問題解決のためのアプローチ→アプローチの実践結果→プロジェクト実施上の工夫・教訓）。
- ・プロジェクトの最初から最終結果までを含むようにする。
- ・図表を多く取り入れて分かりやすくする。
- ・カラーにして見た目にも美しくする。日本語、仏語、英語で作成する。
- ・和文・仏文・英文共に A4 版 8 枚程度とし、図表、写真を取り入れて分かりやすくプロジェクトの内容を説明する。
- ・項目立ては基本的に「1. プロジェクトの背景と問題点」「2. 問題解決のためのアプローチ」「3. アプローチの実践結果」「4. プロジェクト実施上の工夫・教訓」の 4 段落の構成とする（最後にプロジェクト実施期間を明記）。また、本文終了後に参考文献のリストを添付する。1 ページ目はタイトル（タイトルの左下に JICA のロゴ）、写真、対象地域地図で半ページを使用し、その後本文を記載する。本文は 2 段組みとし、日本語版のフォントに関しては、タイトル見出しのフォントは MS ゴシック（太字）で大きさは 16、タイトル上の「JICA プロジェクト・ブリーフ・ノート」の文字、副題及び作成年月は MS ゴシックで大きさは 10.5 とする。4 段落それぞれの項目のタイトルは MS ゴシックで大きさは 12 とし、本文は MS 明朝で大きさは 10.5、日本語本文中の仏語・英語は Times New Roman で大きさは 10.5 と

する。

- ・仏語・英語版のフォントに関してはタイトル見出しのフォントは MS ゴシック（太字）で大きさは 16、「JICA PROJECT BRIEF NOTE」の文字、副題及び作成年月は MS ゴシックで大きさは 10.5 とする。
- ・4 段落それぞれの項目のタイトルは MS ゴシックで大きさは 12 とし、本文は Times New Roman で大きさは 10.5 とする。その他、詳細に関しては特に規定しない。
- ・「JICA プロジェクト・ブリーフ・ノート」の作成に際して使用した写真、図等を利用してプレゼンテーション用のパワーポイント資料を作成する（詳細は自由）

提出時期：業務終了時

部 数：仏文 1 部、和文 1 部、英文 1 部（簡易製本）

5) 議事録等

モロッコ側と行う重要な協議や、JICA との各種協議については、概要を議事録に取りまとめ、JICA に速やかに提出する。

6) その他

上記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、これを速やかに提出する。

(3) 報告書作成に係る留意事項

1) 報告書の仕様

インセプションレポート、プログレスレポート、インテリムレポート、ドラフトファイナルレポートは簡易製本とし、ファイナルレポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014 年 11 月）」を参照すること。

2) 報告書の形式・説明

①各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

②必要に応じ、図や表を活用すること。また、仏文の報告書等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。

③各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の項に記載すること。報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるよう工夫すること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2018年3月中旬に開始し、以下の2つの期間に分けて契約し、2020年4月中旬の終了を目途とする。

(ア) 第1期：2018年3月～2019年4月

(イ) 第2期：2019年5月～2020年4月

業務開始後、約3か月後に「アフリカのきれいな街プラットフォーム」年次会合が開催されること、18か月後に国家戦略を完成させるということを念頭に、業務実施上の効果や効率に鑑み、適切な調査工程を検討すること。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目安

合計 約61.5M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野（案）を以下に示す。

業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに記載すること。

- 1) 総括/廃棄物管理（2号）
- 2) 廃棄物処理計画（2号）
- 3) ごみ量ごみ質調査/分析
- 4) 廃棄物 SDGs に関するモニタリング・データ分析（2号）
- 5) 戦略的環境アセスメント(SEA)/環境社会配慮
- 6) 組織・制度・法制度
- 7) 経済財務分析
- 8) 能力向上

3. 相手国の便宜供与

本事業に係る R/D を参照のこと。

4. 配布資料・公開資料

【配布資料】

- ・国家都市廃棄物処理戦略策定プロジェクト 詳細計画策定調査報告書案
- ・国家都市廃棄物処理戦略策定プロジェクト R/D
- ・「アフリカ廃棄物管理情報収集・確認調査」業務計画書

【公開資料】

本プロジェクトに関連した以下の資料が当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) にて公開されています。

- ・ ティズニット市及び周辺コミュニティにおける廃棄物管理能力向上プロジェクト業務完了報告書
- ・ (ニュースリリース) 「アフリカのきれいな街プラットフォーム」を設立：アフリカの都市のごみ問題解決をめざして (2017年4月28日)

https://www.jica.go.jp/press/2017/20170428_01.html

5. 機材の調達

(1) ごみ量ごみ質調査の実施には、大中都市では処分場や物流拠点のトラックスケールを借用、既設のトラックスケールが無い小都市の場合はティズニット市所有の可搬式トラックスケールを借用することが適切と考えられる一方で、プロジェクトの円滑な実施のために、ポータブル型車両重量計(トラックスケール、定格重量1台あたり7,500kg)1台の供与を想定している。機材購入費は、本見積にて計上すること。この他に業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。なお、機材の調達は「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン」に則って行うこととする。

6. 再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する研究機関・コンサルタント、NGO、企業等に再委託して実施することを認める。

現地再委託にあたっては「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、受託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、これにかかる費用は本見積とする。

- ・ ごみ量・ごみ質調査
- ・ 質問票による聞き取り調査
- ・ アフリカのきれいな街プラットフォーム年次会合の準備、運営等

7. その他留意事項

(1) 仏語能力

総括/廃棄物管理は、仏語ができるとなお望ましい。

(2) 複数年度契約

本業務に関しては、各契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度に跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(3) 安全対策

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA モロッコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意すること。なお、緊急時の連絡体制については、特に万全を期すること。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(4) 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上